

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当官等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指名 競争入札の別(総合 評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府 県所管の区分	応札・応募者数	
町田地方合同庁舎 昇降機1・3号機リ ニューアル工事	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月29日	エレベーターコミュニ ケーションズ 株式会 社 東京都品川区南大 井6-16-16	5010801017897	一般競争入札	22,256,978	22,198,000	99.7%				連名契約 ※東京労働局負 担分 9,101,180円

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ハローワーク立川北口駅前JOBぷらっと外1施設 原状回復工事	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月7日	清水建設 株式会社 東京支店 東京都中央区京橋2-16-1-14	1010401013565	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。 当該工事を実施するにあたり、ビル所有者・管理者から業者の指定を受けているため。	59,741,000	59,741,000	100.0%					
小田急第一生命ビル 21階N-2 東京労働局 レイアウト変更に伴う建築・設備工事	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月20日	清水建設 株式会社 東京支店 東京都中央区京橋2-16-1-14	1010401013565	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。 当該工事を実施するにあたり、ビル所有者・管理者から業者の指定を受けているため。	3,377,000	3,377,000	100.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
助成金事務センター新宿分室におけるモノクロプリンターの購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官代理 東京労働局総務部会計課長 佐藤 年雄	令和4年9月2日	株式会社秋山商会 東京都中央区東日本橋2-13-5	8010001036398	一般競争入札	1,697,080	1,110,560	65.4%				
定期希望票外消耗品(令和4年度第2回)の購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月7日	株式会社アイテックス 東京都中央区日本橋人形町3-4-5 日本タオル会館2階	8010001073697	一般競争入札	1,889,891	1,269,092	67.2%				
青梅公共職業安定所ほか4拠点で使用する展示パネル等の購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月12日	株式会社ジョイフル 東京都江東区千石2-6-14	4010601047014	一般競争入札	2,814,319	2,292,400	81.5%				
令和4年度ハローワーク助成金事務センター新宿分室雇用調整助成金対応に伴う業務用封筒の作成(11月~3月分)	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月13日	株式会社高春堂 東京都中央区日本橋茅場町2-8-5	2010001043870	一般競争入札	4,827,738	2,778,490	57.6%				
東京労働局で使用する仮想化基盤サーバ(HVサーバ)等の購入	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月13日	株式会社ウェーブ 東京都千代田区神田小川町3-1-3	2010001011530	一般競争入札	9,768,000	6,831,000	69.9%				

「令和4年度ハローワーク主催ブロック別障害者就職面接会」に伴う会場設営等の委託	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官 東京労働局総務部長 金成 真一	令和4年9月22日	株式会社トーガン 東京都江戸川区臨海町4-3-1	3011701014796	一般競争入札	7,246,329	7,205,000	99.4%	/	/	/			
---	---	-----------	-----------------------------	---------------	--------	-----------	-----------	-------	---	---	---	--	--	--

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和4年度労働行政職員基礎(オンライン)研修実施に伴う会場借上げ	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官代理 東京労働局総務部会計課長 佐藤 年雄	令和4年9月2日	国際ファッションセンター株式会社 東京都墨田区横網1-6-1	4010601020284	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 会場選定理由のもと、23区内施設に空き状況を確認したところ、唯一4日連続で2期間利用することが可能な施設であったため。	1,081,960	1,081,960	100.0%					
令和4年度第3回求職者給付に係る周知用印刷物2点の作成	東京都千代田区九段南1-2-1九段第3合同庁舎 東京労働局 支出負担行為担当官代理 東京労働局総務部会計課長 佐藤 年雄	令和4年9月5日	社会福祉法人青森県コロナー協会青森コロナー印刷 青森県青森市幸畑字松元62-3	7420005000351	会計法第29条の3第5項及び予算決算及び会計令第99条第2号 予定価格が250万円を超えない物品の製造に該当するため。	2,467,679	2,121,597	86.0%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。